

# 令和6年度女性農業者リーダー育成研修会

## 『上手な事業承継』

※参考資料

「農業の経営継承に関する手引き」 農林水産省R3年度農業経営・改善支援調査委託事業

「より良い経営継承のための優良事例集 農林水産省R3年度農業経営・改善支援調査」

令和6年11月26日(火)

午後1時30分～2時30分

オンライン開催(Zoomミーティング)

### 経営継承とは？

後継者に継承するものには、経営権や土地・施設・機械・株式などの「目に見える資産(人・資産)の継承」だけでなく、「目には見えない資産(知的資産)の継承」もあります。

円滑に経営を継承するためには、後継者の育成も必要となるため、計画的に時間をかけて取り組む必要があります。早めの対応がおすすです。

事業の  
「承継」と「継承」?  
ほぼ同義語

## ◎【承継】とは(農業以外が多い)

「先の人への地位事業精神を受け継ぐこと。」とあり、「伝統を承継する」とか、「理念や精神を承継する」という意味となっています。

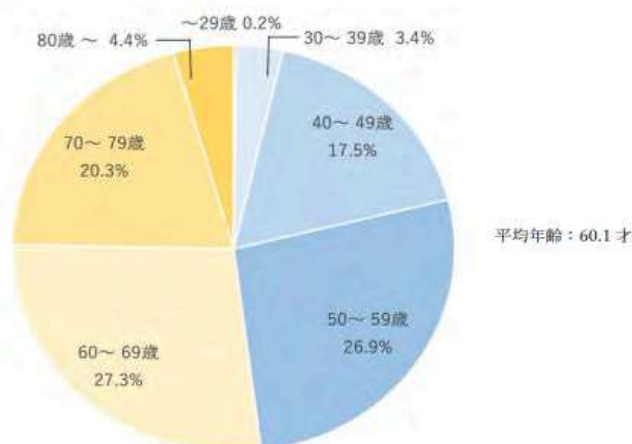
「農業以外の事業」の引継ぎ

## ◎【継承】とは(農業関係が多い)

「先の人への身分権利義務財産などを受け継ぐこと。」であり、「王位を継承」とか「権利を継承する」という意味です。

「農業」ではその性質上こちらの表現

【表1】社長の平均年齢と年代構成比



出典：帝国データバンク「全国社長年齢分析,2021年2月」

【表2】経営主年齢階層別の経営体数

(単位：経営体数)

計	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～
1,075,705	26	2,315	19,771	59,205	150,035	367,237	330,307	146,809
(100.0%)	(0%)	(0.2%)	(1.8%)	(5.5%)	(14.0%)	(34.1%)	(30.7%)	(13.7%)

平均年齢 67.3歳

# 経営継承の進め方



税理士法人Agata

5



税理士法人Agata

6

## 経営継承の類型

### 親族内継承

現経営者の親族に継承すること。

現経営者の子息や孫以外に、甥や娘婿が後継者候補になることが多く、農業においては、これまではこの類型が多かったが、近年は現経営者の子息が継承しないことなどから、後継者がいない経営も見られます。

### 第三者継承（従業員等）

現経営者の親族ではない者に継承すること。

共同創業者、親族以外の役員、部門長等の従業員や優秀な若手従業員等の多様な者が後継者になることが多く、農業においても、現経営者の経営内からの内部昇格などが近年は見られるようになってきました。

### 第三者継承（M&A）

農業法人を現経営者の親族や従業員等以外が経営する法人に継承すること。

現経営者の親族や従業員等に後継者候補が見当たらない場合に、マッチングサービスや仲介会社などを利用して譲渡先を探すことになります。

## 事業承継の形いろいろ

1. 親から子に継承⇒親族内継承/（個人）・・・早期継承から法人化などの経営発展へ
2. 親から子に継承⇒親族内継承/（個人）・・・突然の認知症により親族間による経営継承
3. 親から娘婿に継承⇒親族内継承/（個人）・・・直系卑属外の経営継承
4. 親から娘婿に継承⇒親族内継承/（法人）・・・直系卑属外の株式譲渡による経営継承
5. 知人に継承⇒第三者継承（従業員等）/（個人）・・・身近な近所の方が後継者となる
6. 仲介により継承⇒第三者継承（従業員等）/（個人）・・・個人間による第三者継承
7. 酪農ヘルパーに継承⇒第三者継承（従業員等）/（個人）・・・将来設計を考えた継承
8. 民間企業に継承⇒第三者継承（従業員等）/（個人）・・・民間企業の農業参入による経営継承
9. 研修生に継承⇒第三者継承（従業員等）/（法人）・・・研修先での経営継承
10. 従業員への継承⇒第三者継承（従業員等）/（法人）・・・代表者交代による第三者経営継承

# 後継者の類型別のメリット・デメリット

類型	メリット	デメリット
親族内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが情情的に受け入れやすい</li> <li>● 贈与や相続により資産を引き継げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心情に負けて、資質不足の後継者に任せてしまう</li> <li>● 親族内の対立が起こりやすい</li> </ul>
第三者 従業員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数の候補者から後継者を選べる</li> <li>● 事業内容を理解しているため、取引先などに対する安心感がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営者マインドが不足しがち</li> <li>● 資産、株式を買い取る資金力がないことが多い</li> <li>● 経営体の中に後継者がいないと継承までさらに時間を要する</li> </ul>
M & A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国から買い手を探せる</li> <li>● 現経営者は現金等を手にできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買い手がみつからない可能性がある</li> <li>● 仲介会社への報酬負担がある</li> </ul>

税理士法人Agata

9

## 事例I 事業承継の形いろいろ

## 親族内継承（個人）

早期継承から法人化などの経営発展へ 稲作、施設野菜、肉用牛（繁殖）等

- ・ 承継時 息子 32歳 父 65歳
- ・ 5年ぐらい前から顧問税理士との経営検討会を後継者同席の上開催
- ・ 3年前と1年前に後継者に経営継承の意思確認
- ・ 5年後経営者が入れ替わる。資産の継承等は顧問税理士や普及指導センターに相談
- ・ 承継後2年経て法人成りする。



地域内の農業者の高齢化などもあり、水田の作業受託が年々増加。地域全体の将来のことを考え、若者が長い間働ける環境を整備するため、経営継承の2年後に法人（株式会社）化。役員及び社員の社会保険加入はもちろん、休暇もしっかりとれる組織になったことで、若者も入社。既に将来の経営継承も視野に入れており、法人化したことで、第三者に経営を移譲することも容易にできるようになったと考えている。今後は社員の自主性を重んじた経営をすすめていく。

税理士法人Agata

**継承後の経営発展と今後の取組み**

後継者 / (株)KOWA 代表取締役  
小岩仁さん(38歳)

法人設立... 2018年3月22日  
※継承(2016年1月)後に法人化  
売上高... 60百万円(2021年)  
経常利益... 20百万円  
従業員数... 役員3名、正社員4名、アルバイト4名  
事業概要... 農産物の生産(稲作、施設野菜、露地野菜、作業受託、肉用牛(繁殖)、開拓)

規 模... 繁殖牛30頭、田21.6ha、畑1ha、牧草地26ha、ハウス30a、施設450㎡

10

# 親から子に継承（親族内継承・個人）

継承内訳

<p><b>知的資産の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産技術は当初から分業。</li> <li>● 取引先は継承時に一覧表を作成して継続可否を検討。</li> </ul>	<p><b>資産(モノ/カネ)の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部の農地及び施設・機械を生前贈与。贈与税は相続時精算課税を選択し、継承時の支払発生なし。</li> <li>● 生物(経産牛)と棚卸資産(育成牛)は、売買契約書を締結。<b>〔法人化後〕</b></li> <li>● 農地は後継者名義及び先代経営者名義とも、法人に有償賃貸。施設・機械等は、税理士が算定した減価償却費相当額で後継者及び先代経営者から法人に有償賃貸。</li> </ul>	<p><b>人(経営権)の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後継者名義の開業届を提出。<b>〔法人化後〕</b></li> <li>● 先代経営者は役員に就任。</li> </ul>
--	--	--

税理士法人Agata

11

## 事例2 事業承継の形いろいろ

### 親族内継承（個人）

#### 突然の病気による経営者交代

- ・後継者Uターン 娘が就農し子育てしながら両立 父 83歳
- ・10年して突然父が認知症となり施設へ
- ・突然の交代であったが、家族の理解と周りの協力により継承する。労働力不足により後継者の夫も就農する。



**継承後の経営発展と今後の取組み**

後継者／高倉 香代子さん（53歳）

継承年月…2017年1月  
 収入金額…14百万円（2020年）  
 所得金額…5百万円  
 従業員数…家族従事者1名（夫）、アルバイトも名義簡雇用）  
 事業概要…農産物の生産（稲作）  
 規 模…田16ha、畑0.3ha

周辺農家の高齢化により、令和元年は10ha、令和2年は16haと年々経営規模を拡大。子育てをしながら農業経営に取組むため、従来の移植栽培から直播栽培に栽培方法の変更を行うなど、作業の省力化を図る。

女性ならではの視点で効率の良い経営を目指していく。

税理士法人Agata

12

# 親から子に継承（親族内継承個人）

継承内訳

<p><b>知的資産の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産技術指導として、先代経営者と10年間一緒に営農。</li> <li>● 先代経営者の弟などの協力を得て、省力化のための直播栽培に切り替える。</li> </ul>	<p><b>資産(モノ/カネ)の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の引き継ぎは棚卸資産のみ。</li> <li>● 農地や農業建物については相続で対応することを想定。</li> <li>● 先代経営者の弟名義の資産の取り扱いについては、協議を行い、賃貸もしくは買い取る方針で調整中。</li> </ul>	<p><b>人(経営権)の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後継者名義の開業届を提出。</li> <li>● 経営・経理面は先代経営者の弟より学ぶ。</li> </ul>
--	---	--

税理士法人Agata

13

## 事例4 事業承継の形いろいろ

## 親族間（直系卑属外）の株式譲渡

### 親から娘婿に継承

- 飼養管理に長け自他ともに厳しく、後継者選びが難航
- 娘婿が就農し経営継承に向け準備する。
- 6年後、制度融資を活用して株式購入資金を調達



「牛と共に歩む」がコンセプト。牛の健康とストレスフリーの追及、コミュニケーションを大切に信頼関係を構築する等、牛との関わり方に重点を置く。牛を主導とした日常、牛に優しい環境作りを心掛け、長命産産を目標に定めた。

牛主導で搾乳できる自動搾乳ロボットや飼料セロロボットなども導入。牛のストレス軽減を図り、今後も健康的な生乳生産を行っていく。

継承年月…2018年4月  
売上高…109百万円(2020年)  
経常利益…3百万円  
従業員数…役員1名、正社員3名、アルバイト1名  
事業概要…農産物の生産(酪農)  
規 模…経産牛64頭、畑14ha、牧草地42ha

**継承後の経営発展と今後の取組み**

後継者 / (有)妹背牛牧場 代表取締役  
佐々木亮太さん(39歳)

税理士法人Agata

14

# 親から娘婿に継承（親族内継承・法人）

継承内訳

## 人（経営権）の継承

● 後継者と先代経営者の中で、株式譲渡契約を締結。

## 資産（モノ/カネ）の継承

● 制度資金を活用し、株式購入資金を調達。  
 ● 資産の価格の算定は顧問税理士が関与。  
 ● 先代経営者が法人に貸与していた農地等は、使用貸借無償。

## 知的資産の継承

● 先代経営者のもとの6年間勤務。  
 ● 継承後も、技術面に関して随時指導を受けている。

税理士法人Agata

15

## 事例6 事業承継の形いろいろ

### 個人間による第三者経営継承（ブドウ）

- 親族は継ぐ気なし、高齢になり離農を考えていた
- 一方後継者は公務員として働きながら、就農先を探していた
- 農業関係機関の仲介を通して、経営継承を見据えて先代経営者の元で農業経営を学びながら継承の準備をする。
- 譲渡契約の条件がなかなか整わず農業関係機関が仲裁し、後継者が譲歩する形で成立。



税理士法人Agata

先代経営者が行っていた農園管理・農法に敬意を払いつつ、同じようにぶどうの栽培を行っている同年代の仲間たちと、次世代の農園管理・農法にも果敢に挑戦し、よりよい農園を目指す。

継承年月…2017年12月  
 収入金額…非公開  
 所得金額…非公開  
 従業員数…家族従事者1名、アルバイト8名（季節労働）  
 事業概要…農産物の生産（果樹）、直売、観光果樹園運営  
 規 模…樹園地1.2ha

継承後の経営発展と  
 今後の取組み  
 後継者 / 田中友和さん（45歳）

16





# 仲介により継承(第三者継承個人)

継承内訳

税理士法人Agata

17

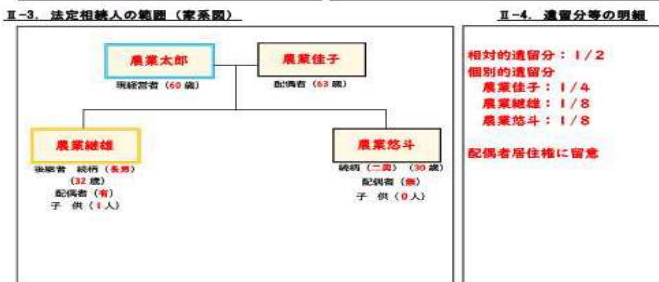
## 経営継承計画書(記載例1)

作成日	2022年9月1日
更新日	年 月 日

現経営者の氏名	農業 太郎	後継者の氏名	農業 健雄	相続期間(長男) 第三者
---------	-------	--------	-------	--------------

<b>I-1. 経営理念(ビジョン)</b>	<b>I-2. 現経営者の思い</b>
地域の方とお客様とのつながりを大切に	地域のみなさんのおかげで経営を継続できている

<b>II-1. 経営概要</b>	<b>II-2. 沿革及び受賞歴等</b>
屋号・社名: 太郎ファーム 事業内容: 農産物の生産・販売 営業類型: 露地野菜(大根4ha) 家族構成: 経営者、妻、子(男2) 役員数: 一 従業員数: 4名 資本金: 一 売上高(収入): 2,500万円	・1950年 創業(先代)、稲作中心 ・1980年 現経営者が就農 ・1995年 現経営者が継承、露地野菜(大根)に転換 ・2001年 認定農業者になる ・2018年 後継者がUターン就農



<b>III-1. 経営の特色(強み、競ける弱みなど)</b>	<b>III-2. 経営の特色(弱み、経営課題など)</b>
地元を大切に、固定客からの信頼がある	家族労働を前提とする経営体制

<b>IV. 経営継承日(引退日)</b>	
継承日(引退日)	2027年8月1日 (その日の意味 現経営者の65歳到達日)
資産の譲渡(名義変更)期間	始期2027年1月1日 ~ 終期2027年12月31日

<b>V. 資産の概算額</b>	
事業に必要な資産(事業資産及び個人資産)	1,500万円(土地600万円、施設200万円、機械700万円)
個人資産(上記以外の私的な資産)	3,000万円(土地1,000万円) その他(家屋800万円、預現金1,200万円)

<b>VI. 経営継承における懸念の整理</b>		
	主な課題	主な課題の解決策
経営	販売先との良好な関係性を維持	後継者を早くから営業に同行させる
現経営者	二男(会社勤務)の意志を明確に確認できていない	早急に家族会議を行う
後継者	販売先との関係を早期に構築する	移譲前から営業主担当に就任させる

<b>VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備</b>	
項目	内容
退職金・生活費の確保	専従者給与は少額でも、農業者年金もあり生活には困らない
仕事のやりがい確保	移譲後は経営に口をださず、健雄の成長を見守る。
趣味・生きがいの計画	生涯現役で生産に従事して、太郎ファームの発展に貢献するのが生きがい。

<b>VIII-1. 今後の経営(発展の方向性)</b>	<b>VIII-2. 今後の経営(後継者の思い)</b>
いずれは右腕となる経営人材を採用・育成して、規模拡大の道を拓く	家族以外の従業員を雇用できる就労環境を整えたい

税理士法人Agata

18

Ⅳ. 計画概要

継承する日	2027年8月1日（5年後）	後継者の対外発表日	2025年8月1日	経理関係を引き継ぐ日	2025年8月1日	役員退職金規定（法人）	あり・なし
後継者の教育方針	栽培技術はある程度習得済。優良販売先を維持できるよう早期に営業を経験させる。					退職金の目安（法人）	千円
計画概要	・農業士から継承（長男）への継承。 ・5年後に経営移譲予定。太郎は専業主婦を提出。健蔵は開業届を提出。太郎はその後しばらくは作業員（専従者給与を受け取る）。 ・事業用資産は健蔵に集中させる。そのための協議を専門家ならびに家族と進める。 ・健蔵は外部の簿記研修を受講。経理担当の佳子（後継者の母）の支援を受けながら経理面を早くから担当し、経営全体が見えるようにする。 ・健蔵は大規模栽培経験あり、現経営者が担当している栽培以外のことを順次継承に引き継ぐ。						

Ⅴ. スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高（収入）（万円）	2,500	2,700	3,000	3,400	3,700	4,000
経常利益（所得）（万円）	500	550	700	800	900	1,000
事業計画		●家族経営協定締結	●就業規則制定			
契約関係・その他					●取引名義、借入金の取扱い確認	●開業届（8月） ●廃業届（8月）
年齢	60	61	62	63	64	65
役職	経営者	→	→	→	→	専従者
取引先への周知 親族等への説明		●家族会議		●取引先、金融機関、 農業委員会等に公表		
後継者への教育・ コミュニケーション		●営業に同行させる	●営業を任せる ●税理士窓口を任せる	●経理を任せる ●経営者を任せる		
経営に必要な資産の継承		●財産承継計画策定		●公正証書遺言作成		●事業用資産を贈与 （相続時精算課税を選択）
個人資産の継承・その他						
第2の人生プラン						●数年間は専従者給与 にて生活
株式	現経営者（%）					
	その他（%）					
	後継者（%）					
年齢	32	33	34	35	36	37
役職	専従者	→	→	→	→	経営者
研修	社内	●営業に同行	●営業担当	●経理担当 （母が補佐）		
	社外	●簿記研修受講	●税理士対応窓口	●経営者会担当に挨拶 ●行政、金融機関等に挨拶		
資金計画・その他						
特記事項	（財産承継計画）太郎の個人資産のうち事業用資産を健蔵に集中させるため、税理士と協議し遺留分に配慮して計画を策定する。策定後、公正証書遺言を作成する。事業用資産は相続時精算課税を選択して継承時に生前贈与する。					

## ○問題事例

- ・経営者と後継者との間で意思疎通がない
- ・経営者が権限をいつまでも渡さない
- ・後継者を作業員としてしか扱わない
- ・後継者に経営者になろうという意欲が無い
- ・経営者と後継予定者の経営理念の違い

## ⇒解決の糸口

- ・重要な情報をきちんと伝えておく
- ・問題が起こったら速やかに報告できるような仕組みや雰囲気をつくる
- ・経営の戦略や目標を共有する
- ・経営の問題点や改善点について共通認識をもつ努力をする
- ・経営理念を示す
- ・目標値と実績を全員で確認検討する

以下の書類が、いつでも閲覧できるように  
整理整頓された状態で保管されているか確認しましょう。

書類の有無

個人経営	青色（白色）申告書【3期分】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	青色申告書附属明細一式（株主名簿、減価償却一覧表、勘定科目内訳書など）【3期分】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農業経営改善計画認定申請書【最新】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農地の所有関係がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農地の賃借関係がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農業機械・設備のリースの権利関係がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	商標権などの無形資産がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	販売関係の契約書（売買基本契約書など）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	固定資産課税明細書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
保険証書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

法人経営	定款【会社設立時】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	定款【最新】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	青色申告書【3期分】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	青色申告書附属明細一式（株主名簿、減価償却一覧表、勘定科目内訳書など）【3期分】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農業経営改善計画認定申請書【最新】	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農地の所有関係がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	農地の賃借関係がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	商標権などの無形資産がわかるもの	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	販売関係の契約書（売買基本契約書など）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	個人所有の固定資産課税明細書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	保険証書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

税理士法人Agata

【参考】経営継承に関連する主な課税税目

類型	資産の種類	移譲方法	対象別の課税税目	
			現経営者	後継者
親族内継承	農地 土地 建物	相続	—	相続税 登録免許税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 不動産取得税 登録免許税 固定資産税
	減価償却資産	相続	—	相続税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 固定資産税
		譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
	棚卸資産	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税
		譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)
	現預金	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税

税理士法人Agata

第三者承継 (従業員等)	農地 土地 建物	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(建物)	不動産取得税 登録免許税 固定資産税 消費税(建物)
		賃貸借	所得税(不動産所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	減価 償却 資産	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
		賃貸借	所得税(雑所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	棚卸 資産	譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)

**第三者承継では、相続や贈与はほぼない。所得税と消費税の課税関係が発生する。**

### 第1 贈与税 (現経営者から後継者に農業経営に必要となる資産を贈与した場合、後継者に贈与税の納税義務が生じる)

相続時精算課税制度は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は(1)の要件を満たした場合に贈与をする父母や祖父母ごとに選択できます。

(1) 要件 (年齢は、贈与があった年の1月1日で判定)

- ・ 贈与する人は60歳以上の父母や祖父母
- ・ 贈与を受ける人は18歳以上 (令和4年3月31日以前の贈与については20歳以上) の子や孫
- ・ 最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間 (贈与税の申告書の提出期間) に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を一定の書類とともに提出すること

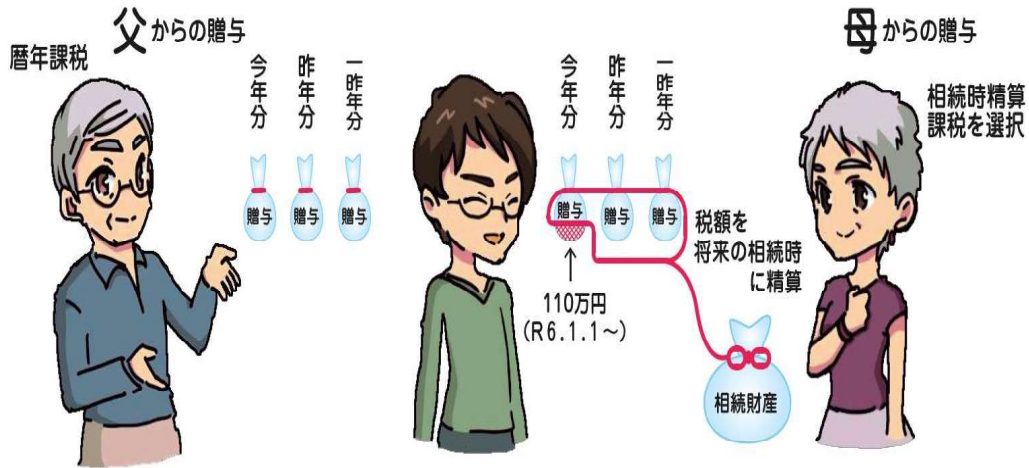
(2) 贈与税の計算

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額(注)} = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(注) 2,500万円 - 前年までに使用した特別控除額

\* 贈与財産が住宅取得資金の場合は特例があります (Q42参照)

\* 令和6年1月1日以後の贈与の場合は基礎控除110万円を毎年控除することができます。



### ひとくちメモ

相続時精算課税制度を一度選択すると、その後同じ贈与者からの贈与について暦年課税制度へ変更することはできません。令和5年度税制改正により令和6年1月1日以後に受ける贈与については相続時精算課税制度においても毎年110万円の基礎控除が創設され、この部分は贈与者の死亡の際、相続財産に加える必要がありません。これにより、年間110万円以下の贈与の場合には贈与税申告が不要になります。

税理士法人Agata

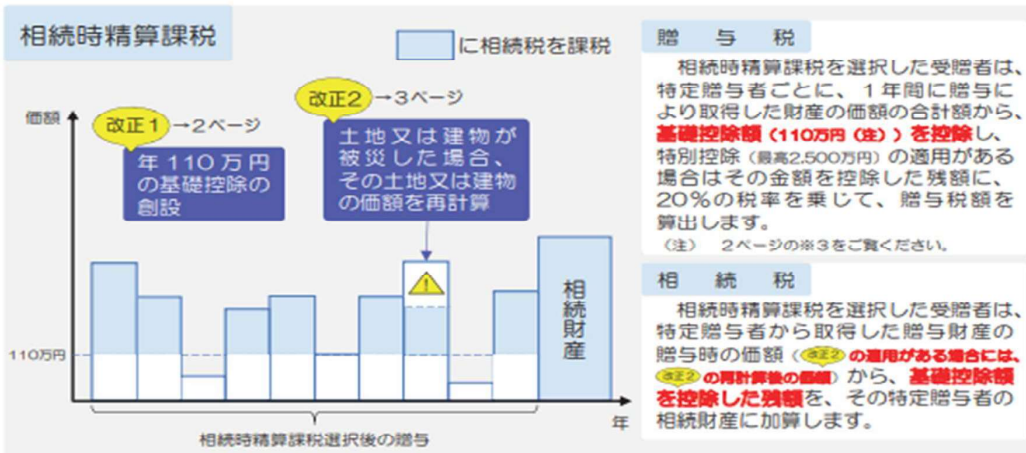
25

## 令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和6年1月1日施行

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

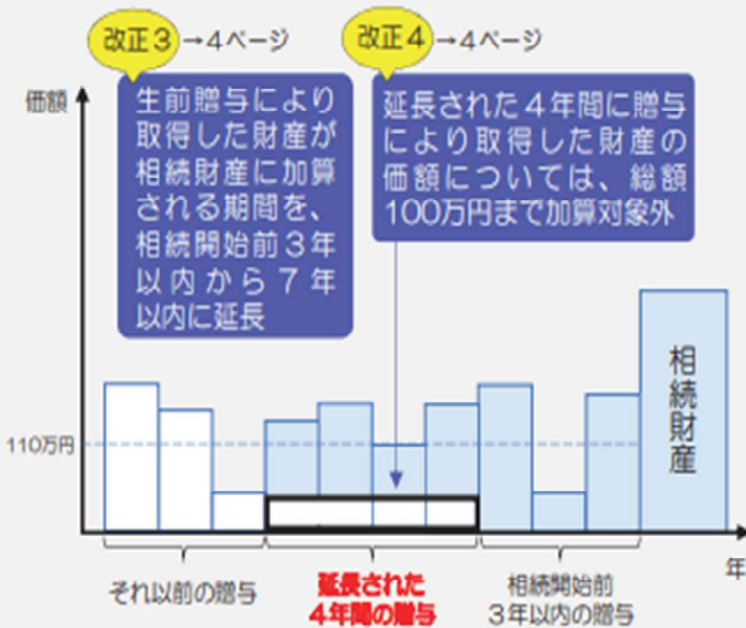
### 概要



税理士法人Agata

26

## 暦年課税



税理士法人Agata

## 贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

## 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。  
ただし、**延長された4年間に**贈与により取得した財産の価額については、**総額100万円まで加算されません。**

27

## 農業経営を未来につなぐ

【 農業経営には終わりが無いが、経営者には寿命がある。 】

- 後継者への継承準備を進めないままの状況で現経営者が他界してしまうと、相続で農業経営に必要な資産が散逸してしまい、農業経営の継続が困難になるかもしれない。
- また、現経営者が認知症などを発症し判断能力が不十分となれば、農業経営だけでなく、私有財産も含めて財産の処分に関する相続や遺言書の作成などもできなくなる。

経営(事業)が長く続いている企業のひとつの条件は、「経営をバトンタッチする仕組みができてきていること」と言われている。

また人間の平均寿命が延び続けて、人生100年時代とも言われている。

こうした中、現経営者が引退した後も充実した第2の人生を楽しんでいただけるよう、経営者としての旬を迎えているうちに、磨き上げてきた農業経営の継承の準備を進め、後継者へ円滑に託すことができることを望みます。



税理士法人Agata

28